

2024 年 10 月
経済法令研究会

『基礎から学ぶ やさしい融資業務コース』TEXT1に関する追加情報

標記通信講座のテキストにおきまして、手形・小切手の全面電子化に伴い、下記のとおり、追加情報をお知らせいたします。

記

■ 第2章 融資の予備知識 4 融資形態による分類と特徴

- ・ P56 「1. 手形貸付」
- ・ P57 「3. 手形割引」

【手形貸付・手形割引について】

紙の手形・小切手は、全面電子化が進められています。2026 年に電子記録債権等へ完全移行する予定です。

- ・ P58 「電子記録債権」

【電子記録債権について】

6. 電子記録債権

従来の紙の手形や指名債権に代わる決済手段として、「電子記録債権」（「電子手形」と呼ばれることもある）が利用されています。

電子記録債権とは、電子記録債権機関の記録原簿に電子記録することにより債権の発生・譲渡を行う金銭債権で、電子記録債権法に基づいています。紙の手形と異なり、保管等のコストが発生しません。決済についても、基本的に支払期日に債務者口座から債権者口座へ自動的に送金が行われる仕組みであり、取立手続は不要です。

以 上